

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 訴えの趣旨

東海大学医学部附属大磯病院整備計画に伴い、平成20年3月31日付けで締結した土地売買契約に関して、学校法人東海大学が契約期限までに契約を履行しなかったことによる違約金49,013,286円の支払いを求める。

2 訴えの当事者

原告 大磯町

被告 東京都渋谷区富ヶ谷2丁目28番4号

学校法人東海大学 理事長 松前 義昭

3 訴えの必要性

- (1) 東海大学医学部附属大磯病院整備計画に伴い、平成20年3月31日付けで締結した土地売買契約（以下「本契約」という。）は、町が所有する東海大学医学部附属大磯病院に隣接するゲートボール場用地（以下「当該土地」という。）を売却してから10年以内に、本契約に指定する用途である「高度診断センターの建設と病院本体の建替え」に供することができない場合、学校法人東海大学（以下「東海大学」という。）は町に対して違約金を支払うという特約条項を規定している。
- (2) 本契約は、平成30年3月30日に契約期限を経過しており、町は東海大学に対して本契約に基づく違約金を請求している。
- (3) 東海大学は、本契約の契約期間内に当該土地を指定する用途に供することができず契約を履行していないが、違約金の支払義務はないと主張し支払いを拒否している。また、違約金支払義務が東海大学にあると町が主張するのであれば、訴訟により違約金を請求するよう求めている。

4 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解
- (2) 控訴、上告又はその取下げ

5 管轄裁判所
横浜地方裁判所小田原支部

平成30年9月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄